

◎新潟県告示第610号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び地元地区（区画漁業権、定置漁業権）

1 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	新区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ア 新潟県漁場測標 第47号の2 (岩船郡粟島浦村バジマ) 基点 イ 新潟県漁場測標 第53号の2 (岩船郡粟島浦村滝の前) 1 アから 83度00分 1,000メートルの点 2 イから 83度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ア・1、1・2、2・イの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場測標 第6号 (岩船郡粟島浦村) 基点 エ 新潟県漁場測標 第14号 (岩船郡粟島浦村タイゴシ) 3 ウから 90度00分 1,200メートルの点 2 エから 90度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ウ・3、3・4、4・エの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区 (ただし竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第34号 (上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 5 オから 324度28分 1,500メートルの点 6 カから 324度26分 1,500メートルの点	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市柿崎区		

◎漁業権公示番号	新区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 キ 新潟県漁場基点 第38号 (上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) 基点 ク 新潟県漁場基点 第40号 (上越市名立区と糸魚川市との境界) 7 キから 324度28分 1,500メートルの点 8 クから 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	キ・7、7・8、8・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌及び大字外波地先	
点の位置	基点 ケ 新潟県漁場基点 第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) 基点 コ 新潟県漁場基点 第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) 9 ケから 338度58分 1,500メートルの点 10 コから 338度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	ケ・9、9・10、10・コの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

2 漁業権の種類 定置漁業権		
◎漁業権公示番号	新定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第50号 (岩船郡粟島浦村) 基点 い 新潟県漁場測標 第51号 (岩船郡粟島浦村) 1 あから 78度00分 1,700メートルの点 2 いから 98度00分 1,700メートルの点	
漁場の区域 あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第22号の1 (岩船郡粟島浦村) 基点 え 新潟県漁場測標 第26号の4 (岩船郡粟島浦村) 3 うから 293度00分 1,300メートルの点 4 えから 303度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	う・3、3・4、4・え、え・うの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第34号の1 (岩船郡粟島浦村) 基点 か 新潟県漁場測標 第37号 (岩船郡粟島浦村) 5 おから 293度00分 1,800メートルの点 6 かから 303度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域 お・5、5・6、6・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第386号の2 (糸魚川市大字梶屋敷と大字田伏との境界) 基点 く 新潟県漁場測標 第386号の3 (糸魚川市大字田伏) 7 きから 354度00分 950メートルの点 8 くから 333度30分 800メートルの点	
漁場の区域	き・7、7・8、8・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市のうち、旧糸魚川市(平成17年3月18日現在)の区域。ただし、大字中浜、大字中宿及び大字間脇を除く。		

◎漁業権公示番号	新定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌地先	
点の位置	基点 け 新潟県漁場測標 第431号の1 (糸魚川市大字歌) 基点 こ 新潟県漁場測標 第434号の1 (糸魚川市大字歌) 9 けから 338度58分 1,100メートルの点 10 こから 338度58分 1,100メートルの点	
漁場の区域	け・9、9・10、10・この3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

◎漁業権公示番号	新定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字市振地先	
点の位置	基点 さ 新潟県漁場測標 第448号 (糸魚川市大字外波) 基点 し 新潟県漁場測標 第450号 (糸魚川市大字外波) 11 さから 338度28分 1,700メートルの点 12 しから 338度28分 1,700メートルの点	
漁場の区域	さ・11、11・12、12・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字市振		

第2 免許予定日

平成30年9月1日

第3 申請期間

平成30年6月1日から平成30年7月2日午後5時まで

第4 存続期間

1 区画漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

2 定置漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

第5 申請書提出先

新潟県農林水産部水産課

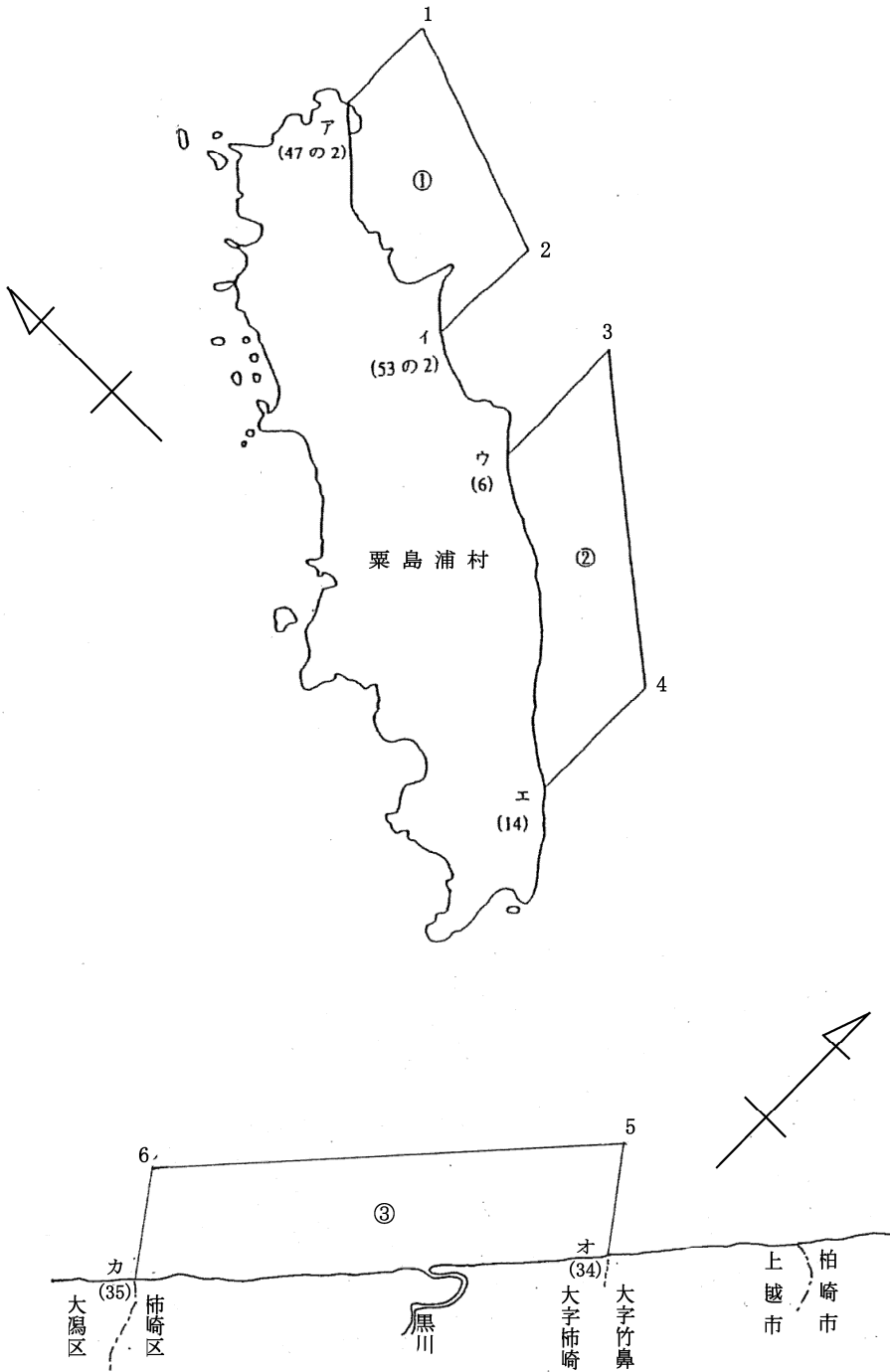
備考

この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

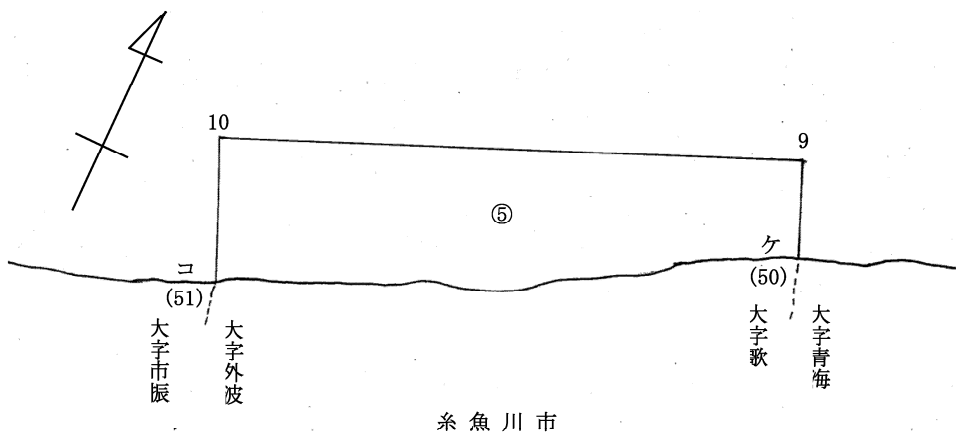
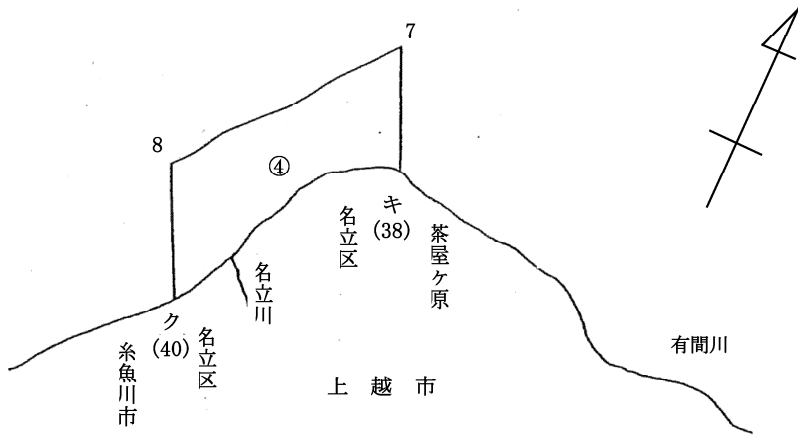
新潟県農林水産部水産課

新潟海区漁業調整委員会事務所

新潟海区区画漁業権漁場計画図



凡例	
① ~ ⑤	漁業権公示番号
1 ~ 10	基点(新潟県漁場基点)
ア ~ コ	点の位置



新潟海区定置漁業権漁場計画図

